みんなで町を美しく
みんなで川を清潔に
毎月22日は清掃デー

昭和38年（1963年）
11月1日

広報 まえばし

No.293号　毎月1日・15日発行　昭和35年7月14日 第3種郵便物認可

編集　総務部秘書課
発行人　石井　繁丸
印刷所　上毛新聞社
（1部金2円）

4日臨時市議会を開会

4日開会が予定されている臨時市議会は、このほど当局で作成した新市建設計画後期5カ年計画案をおもに審議することになっています。

この新市建設計画後期5カ年計画は新市町村建設促進法の規定によって昭和33年から実施された新市建設10カ年計画の構想にもとずいた後半の5カ年間の計画案で、これが議決されると、この基本構想にもとずいてこれからの市政が進められて行くわけです。

衆議院議員総選挙 最高裁判所裁判官国民審査

清い一票で国づくり

投票日は11月21日です

11月21日は衆議院議員総選挙と最高裁判所裁判官の国民審査が行なわれます。選挙はみなさんもご承知のとおり民主政治の根本をなすものです。したがって選挙はつねに正しく行なわれ、りっぱな人を選ばなければなりません。正しい一票によってこそはじめてわたくしたちの生活が明るくなり、ゆたかになるものと考えます。有権者のみなさんひとりひとりの自覚によって公明選挙を推し進め、ひとりの棄権者もないりっぱな選挙にいたしましょう。（市選管事務局）

最高裁裁判官の国民審査とは

10月23日衆議院が解散されこれにともない11月21日衆議院議員総選挙の投票が行なわれます。これと同時に最高裁判所裁判官9名の国民審査もあわせて行なわれます。

特に最高裁判所裁判官の国民審査は、最高裁判所裁判官国民審査法という法律によって行なわれるもので、審査は各裁判官について、その任命後初めて行なわれる衆議院議員総選挙の日に行なうことになっています。また最初の審査の日から10年をたつごとに初めて行なわれる衆議院議員総選挙の日にさらに審査が行なわれます。

最高裁は憲法によって設置することがきめられており憲法の番人といわれるものです。

ですから国民審査の意義は非常に重大であって、これが正しく行なわれてこそ、はじめて憲法で定められている基本的人権が保障され、これを擁護すべき司法権の独立が完全に行なわれ民主的政治が行なわれることになるわけです。

ところが実際には衆議院の解散ということで総選挙については関心がもたれていますが、ともすると同時に行なわれる国民審査は軽くみられがちです。今回の審査にあたってはよく考えて正しい審査をされるよう希望します。

午後8時まで投票できます

この選挙は特例法が適用

今臨時国会で「衆議院議員の総選挙に関する臨時特例法」が通過し、この選挙にかぎりいままでの選挙と次の点がかわって行なわれることになります。

投票時間を8時まで延長

いままで投票時間は午前7時から午後6時まででしたが、今回の総選挙では午後8時まで投票ができます。（第22投票所の金丸分校は午後7時まで）

昼間の連呼行為できる

今度の選挙ではいままで禁止されていた連呼行為が、自動車の上では午前9時から午後5時までの間にかぎり連呼行為ができることになりました。しかし学校、病院などの近くでは静かにするよう、また支障のないようにしなければならないようになっております。

街頭演説会場には看板類が使えない

街頭演説の場所に、ポスター、立札、ちょうちんおよび看板の類は、いっさい掲示できなくなりました。

選挙ポスターは公営掲示場だけ

選挙運動用のポスターは、公営ポスター掲示場（一掲示場ごとに一枚）以外には掲示できません。従来個人演説会場の内外を問わず掲示できたものも掲示することができなくなりました。

また選挙運動用ポスターが公営ポスター掲示場以外に掲示できなくなったことにともなって、確認団体や推せん団体も特定の候補者の選挙運動にわたるようなポスターの掲示は認められません。

公営ポスターの掲示場は3カ所

公営のポスター掲示場は従来1カ所以上ということでしたが今回は3カ所とすることになりました（公営ポスター掲示場を設置する場合、土地や工作物の所有者、管理者あるいは居住者は事情の許すかぎり協力するよう規定されました。

選挙当日の政治活動の禁止など

そのほか個人演説会場に市町村の選挙管理委員会が掲示する公営の立札はいままで1個でしたが今回は2個にふえました。

さらに従来は政党その他の政治団体で確認団体となったものでも選挙当日まで政治活動ができましたが今回は選挙当日の前日までしかできません。したがって選挙当日の政治活動は禁止されました。

なお、NHKが行なうラジオ放送による経歴放送のほか新しくテレビ放送によって経歴放送もできるようになりました。

【写真は石井市長らによるさちの池の放鳥式】

どうぞよろしく

……さちの池に白鳥……

10月15日の朝、さちの池に白鳥が放されました。当日、石井市長と長張市議会議長にだかれた白鳥は、新しい環境に少しとまどったようすでしたが、入水とともにわが意をえた白鳥は、ひとつがい仲よく泳ぎまわりました。

この白鳥は、非常に人になつきやすい習性がありますので、みなさんにかわいがっていただければ、それこそ「さちの池の白鳥」として前橋の誇りうる名勝となりましょう。また白鳥が近ずいたら危険のないようつりざおをあげ、またビスケットなどえさを与えないようにしてください。

こんなときには不在者投票を

選挙投票日の当日、

❶官公庁、会社等に勤め仕事のため市外にでかける人（長の証明）

❷営業者が仕事のため市外にでかける人（事業主又は本人の証明）

❸家業に従事する家族が仕事のため市外にでかけるとき（世帯主の証明）

❹学生が学業のため市外にいっているとき（学長、学校長の証明）

❺自分の意志で日や場所を変えることができない私用で市外へでかけるとき（市長が発行する証明）

❻選挙当日病気や妊娠などのため当日歩くことが著るしく困難となることが予想されるとき（医師、助産婦の証明）

こんなときは投票日の前でも投票ができます。これが不在者投票です。この制度は投票日当日こうしたやむを得ない用事で不在になる人のためにあなたのたいせつな一票をむだにしないための制度です。棄権はぜひなくしましょう。

こんな投票は無効です

せっかく投票しても次のような投票は無効です。あなたの持ったいせつな一票を正しく投票いたしましょう。

❶自分の名まえを書き加える
❷画を書いたもの
❸候補者の名まえを何人も書く
❹候補者の名まえのほかよけいなことを書いたもの
❺スタンプなどでおしたもの

字が書けない人には代理記載します

字を知らない人、などにはその申出でにより係の者が代理記載することもできます。あなたがだれを書いたかは絶対秘密にします。安心して頼んでください。

国民審査のしかた

入場券をお忘れなく

国民審査の投票用紙には、審査される9人の裁判官の名まえが印刷されています。したがって、その裁判官を

一よいと思うときは、その裁判官の名まえの上の欄になにもしるしをつけない

二適当でないと思うときは、その裁判官の名まえの上の欄に×印をつける

これ以外に印（たとえば○印・△印など）を書くと無効になってしまいますからご注意ください。

3カ所で即日開票

午後8時に投票が締め切られますと次の3カ所において午後9時30分からただちに開票が行なわれます。

第1開票所　水道会館大ホール
第2開票所　第2中学校体育館
第3開票所　第3中学校体育館

（市選挙管理委員会事務局）

補充選挙人名簿の登録

申請は2日から9日までに

今回行なわれる衆議院議員総選挙に使われる選挙人名簿は別のところでも書きましたが、昨年の9月15日現在で調製した基本選挙人名簿と本年4月に行なわれた選挙のとき新しく選挙権をえた人の申請によって調製された補充選挙人名簿と今回の申請によって調製される補充選挙人名簿によって投票が行なわれることになります。

そこであなたのたいせつな一票もこれらの選挙人名簿にのっていないと、せっかく選挙権がありながら投票をすることができませんから次に該当する人はお忘れなく申請をしてください

▼日本国民で本年11月1日現在で年令満20歳（昭和18年11月2日までに生まれた者）以上の者で本年7月31日以前から引き続いて本市内に住所を有する者で本年4月行なわれた選挙において使用した選挙人名簿に登録されていない人

【注意】該当者でこの期間中に登録の申請をしませんと選挙人名簿にのりません。したがって選挙当日選挙権がありながら投票することができなくなります。

▼申請期間　11月2日から9日までの8日間、毎日（土曜日、日曜日も受付けます）午前8時30分から午後5時までです。

新しい選挙人名簿の縦覧

5〜19日

今回は使いません

本年9月15日現在で調製した基本選挙人名簿を公職選挙法の規定によって次のとおりみなさんに縦覧いたします。

なお、この基本選挙人名簿は法律によって本年12年20日以降において行なわれる選挙に使われるもので、今回行なわれる衆議院議員総選挙には使用できません。

そこで従来この選挙人名簿を町内に回覧して選挙人であるみなさんが直接名簿にのっているかどうかを確認していただいていましたが、今回の選挙の関係もあって、たいへんまぎらわしいので、今回は回覧いたしません。

したがってこの15日間の期間中にぜひ一度見てください。もし、名簿に漏れていたり、誤りがありましたら選挙管理委員会にお申しいでください。

▼縦覧場所、市役所2階の市選挙管理委員会事務局

▼縦覧期間と時間　11月5日から19日までの15日間　土・日曜日を問わず午前8時30分から午後5時まで

なお、出張所区域の方々のご便宜のため、出張所に副本を備えておきますからそこでご覧ください

（市選挙管理委員会事務局）

本市の投票所と投票区域

投票区	投票場所	区域
第1	桃井小学校	曲輪、北曲輪、竪、神明、柳
第2	桃井小学校	南曲輪、石川、石倉
第3	中央小学校	田中、田、堀川、42前代田の一部、43前代田の一部
第4	第1中学校	40紅雲、41紅雲、宗甫分
第5	城南小学校	42前代田の一部、43前代田の一部、市之坪、46六供、47六供
第6	天川小学校	高田、天川原
第7	中川小学校	百軒、大渡、新
第8	中川公民館	芳、片貝、中川
第9	貿易会館	立川、萱、榎、相生、桑、横山 紺屋、本、連雀
第10	第2中学校	27毛、28毛、諏訪、31清王 寺飛
第11	市女子高	東、栄、三俣、幸塚、上沖、下沖、東片貝の一部、西片貝の一部
第12	第4中学校	34才川、小柳、31清王寺、32清王寺
第13	若宮小学校	国領
第14	敷島小学校	萩、琴平、細ケ沢
第15	第3中学校	向、37岩神
第16	岩神小学校	38岩神、102岩神、敷島、上小出の一部、川原の一部
第17	上川淵公民館	上佐鳥、柳島、朝倉の一部、後閑、下佐鳥、宮地
第18	第7中学校	公田、横手、亀里、鶴光路、新
	下川淵教	堀、下阿内、力丸、徳丸、房丸
第19	善勝寺	端気、小神明、五代の一部、鳥取の一部
第20	芳賀公民館	小坂子の一部、勝沢、鳥取の一部、上泉の一部、荻窪の一部
第21	嶺公民館	嶺
第22	金丸分校	金丸、小坂子の一部
第23	桂萱公民館	上泉の一部、東片貝の一部、西片貝の一部、五代の一部
第24	桂萱東小学校	亀泉、江木、堀之下、堤、荻窪
第25	東公民館	箱田、後家、前箱田、川曲、稲荷新田、下新田、上新田、小相木、吉市、江田
第26	元総社小学校	元総社、大友、大渡、鳥羽
第27	総社小学校	総社町植野、総社町総社、総社町高井
第28	細井小学校	上細井、下細井、北田の一部、下小出の一部、龍蔵寺、青柳
第29	南橘公民館	田口、関根、荒牧、川原の一部
第30	桃川小学校	川端、日輪寺
第31	清里公民館	清野、青梨子、池端、上青梨子
第32	永明公民館	天川大島、野中、上大島、上長磯、女屋、東上野、下長磯、小島田
第33	上北農協	西善、山王、東善、中内
第34	駒形小学校	駒形
第35	第5中学校	天川、朝倉の一部
第36	若宮小学校	33才川、下小出の一部、北田の一部

東京オリンピック入場券 県内発売のご案内

明年10月東京で開催されるオリンピック入場券（開閉会式は別）の販売が 次の要領で 行なわれます。

▽予約の申込み 昭和38年10月25日から各競技種目別に8回に分け次の期日から日本交通公社、前橋営業所（貿易会館内）で予約申込みを受付けます。（カッコ内は扱い枚数、〇の種目は高崎営業所扱い）

❶10月25日から 蹴球（7百6）ヨット（〇）漕艇(25) 武道(3)

❷11月8日から ホッケー(20) 射撃(10) 近代五種（4） 馬術(40) カヌー（〇）

❸12日から ウエイトリフテング(〇)水球(〇)フエンシング(〇) 自転車競技(14) 野球(48)

❹15日から レスリング(16) ボクシング(2)

❺19日から バレーボール(〇) 柔道(48)

❻26日から 体操(38) バスケットボール(44)

❼29日から 水泳飛込（2百）

❽12月6日から 陸上競技（5百84）

▽申込方法 先着順に整理券と予約申込用紙が渡されますから、それに記入のうえ、料金を添えて申込み下さい。販売割当枚数内で入場者引換証を差上げます。

▽枚数制限 競技種目、会場、月日、等級が同一のものに限り1人2枚まで。

〇…くわしいことは、交通公社前橋営業所まで。

犬の放し飼いに「警告書を交付」

最近犬の放し飼いによる事故の発生等いろいろ問題をなげかけています。そこで県の保健所では、今後犬の放し飼いについて次のとおり取り締りを強化することになりました。

❶つながれていない犬の取り扱い

鑑札と注射済票を二つともつけていない犬や、どちらか一つしかつけていない犬は、つないでいるいないにかかわらず、またけい留指定地域（旧市域、石倉、駒形）内外を問わず狂犬病予防法に違反する犬としてとりおさえ、処理することになります。

❷つながなければならない地域内で鑑札と注射済票をつけているが放し飼いにしている犬を発見したときは、

（1）現場で飼い主がわかるときは違反している旨の警告書を渡します。なお、放し飼いの事実が再三にわたるときは、罰則の手続きをとります。

（2）現場で飼い主がわからないときは、その犬を保健所につれていき飼主を確認のうえ（1）と同様な手続きがとられます。

❸犬を飼う人が守らなければならない事項に違反したとき。

犬を飼う人は飼い犬が人畜その他に害を加えないよう細心の注意をはらって管理しなければならない。飼い犬を捨てないこと。犬小屋は清潔にし、こん虫の発生を防ぎ駆除する。飼い犬、公共の場所や他人の所有地などをよごさないよういずれも規定されています。

これらのことを守らないで一般公衆にめいわくをかけることがあれば飼主に対して注意します。もしこれにしたがわないときには、罰則を適用することになります。

❹犬が人をかんだとき

飼い犬が人に危害を加えたときは、その飼い主はすぐ保健所長に届け出でしなければならないことになっていますが、ほとんど届け出でがなく、けがをした人から届け出でがある実情です。そして飼い主は、人をかんだ飼い犬を2週間以上確実につないでおかなければなりません。保健所では飼い主に指示書を交付し、このことを記録しておきます。

要はこれらのことは飼い主の義務として定められたものであるとともに自分の飼い犬がかわいいと同じように、他人の所有物についてもその人がたいせつにしているものである場合が多いわけです。たとえばきれいにしてある庭先にふんをされ、きれいにさいた草花が犬に荒らされればだれしもおこりたくなります。ひいてはみんなが楽しむ公園がこうしたことでよごされたのではみんながめいわくします。

この広報紙においても何回となく犬の問題が取りあげられています。ぜひ犬を飼われている方々のご理解とご協力をお願いします。

20日に美濃部亮吉氏の記念講演会を開催

家庭文庫開設10周年記念公演

演題　「経済と文化」

日時　11月20日、午後2時半

会場　水道会館ホール

汲み取り車に 緑色の標識を

今回市が許可している汲み取り業者の自動車や荷車には、許可番号を表示した緑色の標識をつけました。自動車はタンクの後部、荷車は向って左側の横に取り付けています。

（社会部、清掃課）

11月の健康相談

今月の健康相談は次のとおりです。

8日　前橋医師会

11日　上川淵、下川淵、総社、清里、永明、桂萱、各公民館

15日　上北農協、東、元総社、南橘各公民館

18日　芳賀公民館

22日　前橋医師会

25日　上川淵、下川淵、東、清里 総社、石倉、桂萱各公民館

28日　南橘公民館 駒形会議所

〇…時間は、10時から3時まで、医師会館は、2時から4時まで。

（社会部・保健課）

第81回 レコードコンサート

▽日時　11月10日、夜6時半から

▽場所　中央公民館

▽講師　田上宏先生

▽曲目　交響曲第18番（ベートーヴエン）他

水道給水装置 資格試験を実施

責任技術者 配管工

申込みは 15～19日

市では指定水道工事業者の給水装置工事担当者として必要な責任技術者および配管工の資格試験を次のとおり行ないますからご希望の方は受験してください。

◎責任技術者資格試験

受験資格　❶高等学校、旧中学校またはこれと同等以上の学校において土木科またはこれに相当する課程を修めて卒業して後2年以上水道給水装置工事に従事した経験のある者 ❷水道事業を経営する地方公共団体において引き続き5年以上水道給水装置工事に従事した経験のある者 ❸引き続き7年以上水道給水装置工事に従事した経験のある者

試験日時場所　11月26日午前9時 水道会館第1会議室

◎配管工資格試験

受験資格　特に資格を問いませんが水道給水装置の配管工事に従事した経験のある者

試験日時場所　11月27日午前10時 水道会館前庭（雨の場合玄関前）

受験に要する費用　5百円（受験用材料代）

◎申込期間　両方ともに11月15日から19日までの執務時間中

◎申込場所　市水道局工務課

なお、不明な点等は電❷9235まで問い合わせください。

世界最高の演技

東京国際スポーツ大会前橋演技会から

明年のオリンピックを控えて10月18日スポーツセンターに約3000人の観衆のもとで東京国際スポーツ大会親善体育競技前橋演技会が開催されました。午後1時50分館内に「上州よいとこ」のメロデイーが流れ観衆の手拍手にあわせ役員選手の入場が行なわれました。この体育競技会には、ソ連のシヤハリン外5名の外国選手に日本相原選手ら一流選手が技を競いました。また、21日正午から競輪場において、イタリアのグイド・コスター監督のひきいる招待選手12名と国内優秀選手による各種競輪競技が行なわれました。新装のスタンドをうめつくした学生と一般観覧者は、初めて見るルールによる自転車競技に興味をよせ、特に本場イタリア選手の活躍に眼をみりました。【写真はソ連女子選手による平均台演技】

どうもありがとう

書籍棚を5台

〇…前橋図書館後援会で、創立10周年記念事業として公開用書棚の寄付を募ったところ群馬銀行から3台（3万3千円） 大生相互銀行から2台（2万2千円）が寄付されました。（市立図書館）

衣類その他を

〇…岩神町県営アパート内、木暮静乃さんから着物1、羽織1、下着15点、テーブルクロス1点の寄付がありました

さんごじゆ20本

〇…市之坪町 157番地の阿部守正さんから、公園及び公共空地の緑化用として、さんごじゆ20本をいただきました。

11月の法律相談

2日、9日、16日、30日、の午後12時半から中央公民館で（12名

23日は休みますからご注意

11月の心配ごと相談

1日、8日、15日、22日、29日 1時から 4時まで中央公民館で

お天気

【11月の概況】移動性高気圧がとおり、秋晴れが多いですが、高気圧の経路が北偏するため雲の多い日もありましょう。気温はやや高め、降水量は平年並みかやや少なめの見込みです。（地方気象台）

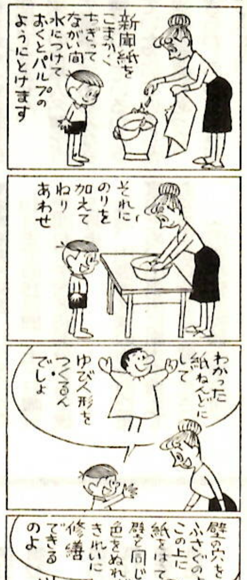
ものしり一家
都築進
新聞紙をこまかくちぎってながい間水につけておくとパルプのようにとけます
それにのりを加えてねりあわせ
わかった紙ねんどにしてゆびで人形をつくるんでしょ
壁の穴をふさぐのよこの上に紙をはって壁と同じ色をぬればきれいに修繕できるのよ

定期種痘のお知らせ

次のとおり種痘を行ないますからもよりの会場で接種して下さい

対象者

▼第1期　37年8月1日から38年7月31日までの出生者及び前回接種の際しなかった者

▼第2期　39年度小学校入学予定の者

▽定期種病日割（種痘時間は午後2時から3時）

❶中央小、東、元総社、清里の各公民館（種痘日 8日 判定及び再種病 14日、再種痘の判定 20日）

❷中川、天川両小学校、永明公民館、駒形会議所（種痘日 9日、判定及び再種痘 15日、再種痘の判定21日）

❸城東、若宮両小学校、芳賀診療所、桂萱公民館（種痘日 11日、判定及び再種痘 16日、再種痘の判定22日）の実施

❹敷島、岩神両小学校、総社南橘の両公民館（種痘日 12日、判定及び再種痘 18日、再種痘の判定25日）

❺桃井、城南両小学校、上川淵、下川淵両公民館（種痘日 13 判定及び再種痘 19日、再種痘の判定 26日）です。なお、種痘をした後判定を行ないその結果再度種痘をする必要のある者について再種痘を行ない、その後更に判定を行なうものです。

年1回かならず し尿浄化そうを掃除

水洗便所の設備をされている施設ではし尿浄化そうの腐敗そう、酸化そう、消毒そうは清掃法によって1年に1回以上かならず掃除をしなければならないことときめられています。もし、掃除を行なわないと浄化そうの機能の保持あるいは放流される水質にも欠陥を生じ、みんなにめいわくをかけるばかりか重大な問題をひきおこすことにもなりかねます。なお掃除をした後、保健所に依頼して放流される水の水質検査を受け、完全に浄化されるよう管理してください。

こうした掃除をするものは、市長の許可を受けた水道業者または汲み取り業者でなければなりません。

（清掃課）

前橋菊花陳列大会

とき　11月6日－15日

ところ　連雀町八幡児童公園

搬入日　11月4日9時－3時

審査日　11月5日

主催　前橋市・前橋菊花会

出張所めぐり

上川淵 ②

上川淵から下川淵にかけては、前橋の穀倉地帯と言われるほど、農業、特に米作が盛んですが、この地域に飯玉神社の多いことも、如何にも穀倉地帯らしい風景というべきです。

すなわち飯玉神社は、上川淵に3社、下川淵に1社あります。

飯玉神社は保食神（うけもちのかみ－宇気母智神とも書きます）を祭神とするもので、保食神は、五穀を司る神と言われます。五穀とはいうまでもなく、米・麦・あわ・きび・豆のことです。これを司る神ですから、この神さまをお祭りして、太々神楽を奏し、豊作を祈願するわけです。上川淵の飯玉さまは後閑町と、朝倉町とヌデ島町にあります。1地区で3社もあるのはこの付近では珍しいことです。

このほかの神さまとしては、上佐鳥町の市役所出張所の西に春日神社、朝倉町に石神神社と稲荷神社、宮地町に赤城神社、下佐鳥町に八幡宮があります。

またヌデ島町の飯玉神社境内には霊祖堂というお堂がありますがこれは松平大和守が前橋に陣屋を置いた時の代官であった近藤弥市が、凶作と悪疫の流行に悩むヌデ島の救済掛りを命ぜられ、天保9年（1838）から安政元年（1854）までの足掛け17年間村民を励まし、全力を尽くして村の復興を図ったので、住民一同が弥市を敬慕し、弥市の死後、その筋に願って文久3年（1863）－上川淵郷土誌稿本による－一つのお堂を建立したのにはじまり、最初は瑠璃光寺内にあったお堂を現在のところに移したものです。

弥市は寛政5年（1793）川越藩士の家に生まれ、松平氏に仕えて清廉潔白、少しもおごることなく、高ぶることなく、ひたすら人民救済に当たった人で、数え年62歳で安政元年11月6日になくなりました。墓は市内榎町政淳寺にあります。

【写真はヌデ島の霊祖堂】

昭和10年には近藤弥市をたたえる和讃ができたほどで、今でも毎年盛大にお祭りが行なわれています。

一方お寺では上佐鳥町に天台宗西光寺、後閑町に矢張り天台宗の円満寺、朝倉町に永福寺、上佐鳥町に円光寺がありますが、西光寺は弘仁年間（810～823）創建されたもので、延暦寺の系統のお寺です。天保年間火災にあい、嘉永2年（1849）再建されたのが現在の建物です。このお寺は元は将軍から御朱印地15石を賜わった寺で、徳川家光をはじめ綱吉吉宗、家重、家治、家斉、家慶、家定、家茂など合計九枚の御朱印状が残っています。明治7年1月上川淵小学校の前身春日小学校ができた時、仮校舎にあてられたのがこの西光寺で、その時の児童は40名でした。

円満寺は貞観3年（861）の開基と言われます。明治35年上川淵尋常小学校に高等科を併置することになった時、高等科の仮教室にあてられました。

ですから西光寺も円満寺も、ともに学校に縁が深いわけです。

上川淵郷土誌稿本によりますと明治42年ごろまでは、馬の飼育頭数が2百2頭もあり、毎年1月18日の石山観音の開帳日には、馬にきれいな飾りくら（鞍）を置いてはるばる石山に詣づるもの多しとありますが、今では（38年2月現在）馬は僅かに3頭になってしまいました。

それでは、馬の代りに牛がふえたかというと、これも最近の農耕機に追いまくられて、次第に減っています。これは上川淵ばかりでなく、最近の農家地帯全般に対しても言えることのようです。

第4期成人学校の受講生を募集（手芸科・書道科）

●期　　間　11月18日－12月7日（週3回）午後6時30分～午後8時30分

●受講資格　市内在住・在勤者　16才以上（学生を除く）

●申込方法　11月11日から16日までに手数料70円を添え中央公民館へ　先着50名で締切り

成人学校文化祭を開催

とき・ところ　16日・17日　中央公民館

作品展示　書道、生花、洋画、写真など

コーラス・放送劇発表　17日午後6時から